

令和 5 年 6 月 7 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03460

研究課題名（和文）法律専門職業人賠償責任保険と依頼者保護制度の構築

研究課題名（英文）Establishment of a legal professional liability insurance and client protection system

研究代表者

山下 典孝（YAMASHITA, Noritaka）

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：00278087

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：弁護士法72条に違反する行為を原因として依頼者又は第三者に発生した損害については、法律専門職業人賠償責任保険の対象となる業務に該当せず、法令違反免責の対象となる。弁護士賠償責任保険に適用される認識ある過失免責条項は故意免責条項とは異なる概念であり、一般的・平均的弁護士を基準に免責の適用を判断すべきことになる。依頼者の保護に関し弁護士成年後見人信用保証制度が2020年10月1日より開始した。弁護士の成年後見等の業務に限定されているが、被害者救済の目的を踏まえれば、今後は対象分野を拡大することも考えるべきである。賠償責任保険以外に信用保険という制度により依頼者の保護を図ることも重要な意義がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

弁護士賠償責任保険の保険事故と通知義務を課す約款の規定との関係、通知義務違反との関係を理論的に解明した。認識ある過失免責条項をめぐる学説の状況を整理し改訂後の約款条項の合理性を説明した。弁護士法72条に抵触する行為が法律専門職業人の業務範囲に該当せず、また法令免責事由にも該当し、いずれも保険保護を享受できないことを学術的に明らかにした。

依頼者保護に関しての賠償責任保険の利用の限界、依頼者見舞制度は別に、信用保険制度を利用した方法での依頼者保護を図ることの重要性を示した点に社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）： For damages incurred by the client or a third party as a result of an act in violation of Article 72 of the Lawyer Act, Legal Professionals' Liability Insurance does not apply to the practice covered by these Insurance and is covered by the legal malpractice exclusion. The recognized negligence exclusion applicable to lawyers' liability insurance is a different concept from the intentional exclusion, and the application of the exclusion should be determined based on the average lawyer.

The Lawyer Guardianship Credit Guarantee Program began on October 1, 2020 with respect to the protection of clients. Although the program is limited to services such as adult guardianship for lawyers, the scope of the program should be expanded in the future in light of the objective of victim relief. In addition to liability insurance, it is also important to protect clients through a system of credit insurance.

研究分野：保険法

キーワード：依頼者見舞金制度 弁護士賠償責任保険 弁護士成年後見人信用保証制度 信用保険 通知義務違反

1. 研究開始当初の背景

法律専門職業人の業務行為に基づいて依頼者が損害を被る場合がある。この場合に備えて各専門職業人賠償責任保険が開発され、普及されている。この各専門職業人賠償責任保険が対象としている業務範囲外となる場合や免責事由に外とする場合には、当該賠償責任保険では保険金の支払がなされない。特に、各専門職業人の不誠実な行為によって依頼者が損害を被った場合の依頼者救済制度をどうするかが、大きな不祥事が発生した際に、議論とされてきた。

日本弁護士連合会では2017年4月1日から依頼者見舞金制度が施行され、一定の要件のもとで、被害弁済を受けられない依頼者に対して一定額の見舞金支払ができることとなった。

この見舞金制度とは別に、後見人・後見監督人の業務を担う弁護士が横領等の不誠実行為において、一定額の補償金の支払を行う制度も検討されていた。

弁護士以外の他の法律専門職業人が、訴訟事件その他の法律事務の取り扱いを行っているのではないかという疑いがあり、弁護士法72条に違反する場合、あるいは弁護士その者が、弁護士法72条に抵触する行為を行った場合、各専門職業人賠償責任保険でのてん補の対象となるのかという点を整理検討する必要があるのではないかと考えていた。

弁護士賠償責任保険に適用される賠償責任保険普通保険約款には故意免責条項があり、弁護士特約にはいわゆる認識ある過失免責条項が設けられている。この各免責条項は別異の内容を定めた免責条項であり、認識ある過失免責条項の判断に関しては当該被保険者だけでなく一般的な弁護士を判断基準とすべきとするのが裁判実務と考えられている。この考え方に関しては約款の文言や依頼者保護等の観点から疑問も示されていた。

2. 研究の目的

2017年4月1日から導入された依頼者見舞金制度での運用上の問題点が何かを明確にし、またこれとは別に新たに導入されることとなる弁護士成年後見人信用保証制度の法的位置付けを整理する。この信用保証制度は、信用保険制度を利用したものであり、ベルギーのブリュッセル弁護士会が損害保険会社と加入している信用保険の法的性質を有する不誠実保険と類似する制度と考えられることから、それとの比較法的な検討を試みることを目的とする。

また弁護士法72条に違反する行為が認められた場合、専門職業人賠償責任保険での損害填補が認められるか、また免責事由に該当するかを、関連する判例・裁判例を踏まえて、検討することを目的とする。また免責が争点とされた裁判例の整理や学説について再検討することも研究の目的とする。

3. 研究の方法

弁護士法72条の解釈において、これまでの判例・下級審裁判例及び学説において議論がなされているかを整理検討する。

弁護士賠償責任保険の免責条項が争われた下級審裁判例及び学説の内容を整理検討し、また改正された約款の内容を踏まえて私見の展開を行う。

依頼者保護との観点で、免責条項の解釈に影響を及ぼす必要があるのかという点や、弁護士の懲戒制度との関係についても検討内容に加える。

依頼者見舞金制度における要件と実際に発生した弁護士の不祥事との関係で、依頼者の救済が図られるかを検討する。

弁護士成年後見人信用保証制度の保険制度として位置付けを検討し、また比較対象として、ベルギーの不誠実保険との対比を検討する。

4. 研究成果

(1) 交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である事案であることが明らかな場合には、弁護士法72条にいう「その他一般の法律事件」に関するものであったというべきであると解されている(最判平成22年7月20日刑集64巻5号793頁)。弁護士以外の専門職業人が依頼者に代わり紛争等の解決に関与した場合、上記の判例法理に当てはめて弁護士法72条に抵触し、かつその行為により依頼者に損害が発生した場合、その行為は専門職業人の本来の業務には該当せず、また法令違反行為にも該当することから、専門職業人の賠償責任保険の適用範囲に該当せず、かつ法令違反免責事由にも該当することになる。

弁護士が同様に弁護士法72条違反に該当する行為を原因として依頼者に損害を被らせた場合においても同様な解釈をとれるものとする。

(2) 認識ある過失免責条項は、故意とは異なる概念を規定しているものと解し、弁護士の倫理観と相容れない行為について免責の対象としているものと解釈すべきである。もっともどのような場合に弁護士の倫理観と相容れないと評価するかは個別の事案において総合判断して考えざるを得ないことになる。この見解に対しては、保険者の免責範囲を拡大することになり、弁護士の賠償資力確保の観点から、被害者救済の点で問題が指摘される場合がある。他方、安易な保険金の支払を認めることは、弁護士の高度な専門職業人として高い職業倫理を失わせることや、多

くの善良な弁護士が支払っている保険料を原資として、通常はあり得ない程度の過誤を行った弁護士を救済することに対する弁護士側からの反感も考えなければならず、微妙な問題があると考えられる。

(3) 請求事故を保険事故とする弁護士賠償責任保険契約では弁護過誤となる原因を知ったときを事故通知義務とする約款条項としている。被保険者である弁護士が迅速な通知をすることにより、保険者は被保険者の過失の有無や当該過失と損害との間に因果関係があるかを審査会に諮るだけでなく、損害の拡大を防ぐべき手段の有無についても審査会に諮ることができ、審査会において、適切な対応を被保険者等に指示することによって、損害の拡大等を防ぐことも可能となり、そのことは保険料負担者となる被保険者にとっても利益となることである。被保険者が損害賠償の提起を受けた後に被保険者に通知を課すことでは十分な対応がとれないことを考えれば合理的な約款条項といえる。

弁護士賠償責任保険契約の被保険者は、弁護士業務として訴訟対応を行っていることから、依頼者等から損害賠償請求を受ける、又はそのおそれが客観的に認識できる場合には、約款規定に基づき、保険者に通知義務を履行することは容易に理解できる内容である。少なくとも、一般的・平均的な弁護士であれば、通知義務を履行したであろう場合に、その義務を履行しなければ、正当な理由を立証できない限りは、通知義務違反となると解することになる。

弁護士賠償責任保険契約における損害防止義務違反の判断基準については、一般的・平均的な弁護士を基準として、損害賠償請求訴訟の提起を受けた場合において通常採るべき訴訟対応を行わなければ、義務違反となり、損害の発生又は拡大を防止することができたと認められる損害の額に関しては控除されることになる。

この場合も通知義務違反と同様に、被保険者が防止義務を尽くさなかったことが信義則上許されない目的で行われているときには、保険者の全部免責が認められると解することになる。

(4) 専門職業人賠償責任保険では国家試験等の資格要件や当該有資格者等から構成される審査会での有無責の判断等を実施しているが、D&O保険の被保険者である役員には専門的な資格要件は求められておらず、業種や会社の規模等千差万別な事情もあることから、より個別の事情を踏まえて、括弧書きの適用を解釈しなければならないことになるであろう。従って、弁護士賠償責任保険等の専門職業人賠償責任保険での従前の裁判例とは異なる解釈基準になる。

(5) 弁護士が成年後見人等となっている場合、その者による横領等により被害を被った被害者救済を目的に「弁護士成年後見人信用保証制度」が2020年10月1日より開始した。この制度は、全国弁護士協同組合連合会が保証人となり、弁護士成年後見人等の不正による損害賠償債務を保証し、弁護士成年後見人等による横領事件が発生した場合、全弁協が、保証債務の履行として被害者（被後見人等）の被害を弁償し、その被害の回復を図る制度である。

保証人となる全国弁護士協同組合連合会は、保証金の支払いに備えて、損害保険会社との間で保証機関型信用保険契約を締結しておくことになっている。弁護士の成年後見等の業務に現在は限定されているが、被害者救済の目的を踏まえれば、今後は対象分野を拡大することも考えるべきであろう。被害者救済の制度は責任保険だけではなく他の保険制度も含めて総合的に検討すべき問題であろう。

現在は成年後見人等の特定の分野に限定されているが、依頼者保護制度としては、依頼者見舞金制度では救済されない依頼者の損害のてん補のために、分野の拡大を進め行くことが今後の課題であり、本研究の今後の目指すべき課題と考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 山下典孝	4. 巻 61巻4号
2. 論文標題 弁護士賠償責任保険契約における免責条項についての一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 青山法学論集	6. 最初と最後の頁 385-401
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34321/21379	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山下典孝	4. 巻 72巻3・4号
2. 論文標題 弁護士賠償責任保険契約に関する若干の考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 220-197
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/89711	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山下典孝	4. 巻 31号
2. 論文標題 （判例解説）D&O保険における法令違反免責条項の適用が争点とされた事案 [東京高等裁判所令和2年12月17日判決LEX/DB25591037]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー増刊速報判例解説（新・判例Watch）	6. 最初と最後の頁 163-166
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山下典孝
2. 発表標題 弁護士費用保険を巡る諸問題の検討 近時の2つの裁判例を中心として -
3. 学会等名 日本保険学会関東部会報告会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 勝野義孝先生古稀記念論文集編集委員会編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 文眞堂	5. 総ページ数 396
3. 書名 『共済と保険の現在と未来：勝野義孝先生古稀記念論文集』（執筆箇所は「弁護士費用保険を巡る諸問題」（346-364p）	

1. 著者名 LAC研究会編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 290
3. 書名 『権利保護保険のすべて』（執筆箇所は、「第2章わが国の『権利保護保険』の理論的検討と克服すべき課題」（23-50p）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------